

議案第55号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年9月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

令和8年度給与改定(第1回)小委員会交渉の妥結を受け、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成１２年３月世田谷区教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第１号中「以上」の次に「（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあつては、年額１，５００，０００円以上）」を加える。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの間におけるこの規則による改正後の第７条第２項第１号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和６年１１月世田谷区条例第５２号）附則第８項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成12年 3 月31日世教委規則第11号 (扶養親族の認定等) 第7条 省略 2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第11条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。 (1) その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額1,300,000円以上、<u>満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては、年額1,500,000円以上</u>である者 (2) 省略 3 省略 <u>附 則 (令和 8 年 9 月25日世田谷区教育委員会規則第16号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 令和 8 年10月 1 日から令和 9 年 3 月31日までの間におけるこの規則による改正後の第 7 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和 6 年11月世田谷区条例第52号) 附則第 8 項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。)」とする。</u>	○幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 平成12年 3 月31日世教委規則第11号 (扶養親族の認定等) 第7条 省略 2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第11条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。 (1) その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額1,300,000円以上である者 (2) 省略 3 省略